



平成 21 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 稲葉製作所
代表者名 代表取締役社長 稲葉 明
(コード番号 3421 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 多田一志
(TEL 03-3759-5201)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 14 日開催の取締役会において、平成 21 年 10 月 16 日開催予定の第 62 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一齐に移行(いわゆる株券の電子化)されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更、および必要となる条数の繰り上げを行うものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成し備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

- (2) 株主の皆様のご権利行使に関する手続きを株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、現行定款第 13 条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 10 月 16 日 (金) (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 10 月 16 日 (金) (予定)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当会社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当会社は、前条の規定にかかわらず、<u>单元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>1 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>2 本附則は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって本附則を削るものとする。</u></p>